

社会福祉法人あかつきコロニー 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人あかつきコロニー（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち当法人の常勤職員を兼務する者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員については、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。
ただし、理事長又は常務理事の任に就いている常勤役員については、給与規程第9条に従い、管理職手当（別表8）が支給される。

(非常勤役員及び評議員の報酬)

第4条 非常勤役員及び評議員には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、別表1に定める。

(旅費)

第5条 役員等が職務の為出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長及び常務理事の役員報酬は、毎月10日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

- 2 理事長及び常務理事以外の非常勤役員及び評議員に対する報酬は、当該会議、委員会等に出席の都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときには、これを控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表 1 (非常勤役員及び評議員の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席 1 回につき	8, 000 円/回
-----------------	------------

(2) 非常勤役員

理事

理事長	100, 000 円/月
常務理事	56, 000 円/月
理事長、常務理事ではない理事	8, 000 円/回
理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席 1 回につき	

監事

理事会、評議員会への出席 1 回につき	8, 000 円/回
監査実施 1 回につき	56, 000 円/回
行政等による実地検査への立会い 1 回につき	8, 000 円/回

附 則

- 1983 (昭和58) 年10月 1 日実施
- 1994 (平成 6) 年 4 月 1 日改正
- 1999 (平成11) 年 4 月 1 日改正
- 2000 (平成12) 年 4 月 1 日改正
- 2004 (平成16) 年 4 月 1 日改正
- 2011 (平成23) 年 6 月 1 日改正
- 2017 (平成29) 年 2 月20日改正
- 2023 (令和 5) 年 6 月23日改正